

営業所技術者等と建設工事現場に配置する技術者の兼務について

各建設工事について、以下の要件を満たす場合は、**特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることが可能です。**（ただし、**専任特例を活用する場合を除く。**また、1)~3)の併用はできない。）

(1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

| 技術者 | | 金額 | 現場数 | 営業所と現場の距離 | 工事の特性条件 |
|----------|----------------------|--------------------------------------|------|-----------------|---|
| 営業所 | 建設工事現場 | | | | |
| 特定営業所技術者 | 監理技術者 or 主任技術者 | 請負額 1億円未満 建築一式工事： 2億円未満 | 1件まで | 概ね2時間以内 (片道) | <ul style="list-style-type: none"> ・営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること ・営業所技術者等が所属技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること ・下請次数が3次を超えていない ・連絡員を配置 ・情報通信技術を用いて遠隔から現場作業員の入退場が確認できる（CCUSなど） ・人員の配置計画を作成 ・情報通信機器を用いて、映像、音声に現場状況の確認が可能 |
| 営業所技術者 | 主任技術者 | | | | |

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

| 技術者 | | 金額 | 現場数 | 営業所と現場の距離 | 工事の特性条件 |
|----------|----------------------|----|-----|------------------------|--|
| 営業所 | 建設工事現場 | | | | |
| 特定営業所技術者 | 監理技術者 or 主任技術者 | - | - | 営業所が所在する 建設事務所・支所管内 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること ・営業所技術者等が所属技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること |
| 営業所技術者 | 主任技術者 | | | | |

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接していない場合）

| 技術者 | | 金額 | 現場数 | 営業所と現場の距離 | 工事の特性条件 |
|----------|----------------------|----|------|-----------------|---|
| 営業所 | 建設工事現場 | | | | |
| 特定営業所技術者 | 監理技術者 or 主任技術者 | - | 1件まで | 概ね2時間以内 (片道) | <ul style="list-style-type: none"> ・営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること ・営業所技術者等が所属技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること ・下請次数が3次を超えていない ・連絡員を配置 ・情報通信技術を用いて遠隔から現場作業員の入退場が確認できる（CCUSなど） ・人員の配置計画を作成 ・情報通信機器を用いて、映像、音声に現場状況の確認が可能 |
| 営業所技術者 | 主任技術者 | | | | |